

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

コロナ禍の影響を受けたさまざまな困難に直面した世帯に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点より、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

I 世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

令和3年12月10日において世帯全員が令和3年度住民税均等割非課税である世帯

※住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯は除きます。

※令和3年12月11日以降に世帯分離しても別世帯としての対象にはなりません。

支給までの流れ

①対象と思われる世帯に確認書を送付(3月上旬発送)



②確認書を返送

(本人確認書類および振込先口座確認書類を同封)

※確認書は発送日から3カ月以内にご返送ください。
(最終提出期限9月30日(金))



③受取口座への振り込み

(書類不備がなければ2週間以内に振込予定)

II 家計急変世帯

コロナ禍の影響を受け、収入が減少しIの世帯と同様の事情であると認められる世帯

支給までの流れ

①申請書の提出(申請期限9月30日(金))
(世帯全員の収入が分かる書類を添付)



②申請受付および支給要件の確認

3月17日(木)から市役所1階多目的ホールにて受付開始



③支給決定通知の送付



④申請口座への振り込み

(決定通知到着後2週間以内に振込予定)

手続きについて

Iの世帯について、確認書がお手元に届いた方は、振込先等をご確認いただき間違いがなければ、確認欄(□)にチェックを入れ、必ず世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号をご記入の上、返送してください。

※確認書に印刷されている振込先口座と異なる口座への振り込みをご希望の場合は、本人(代理人)確認書類、希望する支給口座確認書類を同封してください。

※世帯の中に、令和3年度の住民税課税情報が確認できない方がいる世帯には確認書ではなく、申請書にて申請が必要となる場合があります。(本人確認書類、振込先口座確認書類、非課税証明書の添付が必要です。)

IIの世帯について、3月17日(木)から市役所1階多目的ホールにて受付を開始する予定です。

※コロナ禍の影響を受けて収入が減少したことが分かる書類を添えて申請してください。世帯全員の年収見込額が住民税均等割非課税相当であることが要件です。

※収入額の確認期間は令和3年1月～令和4年9月

※申請に際し必要な書類として、申請・請求者の本人確認書類、口座確認書類、令和3年中の収入見込み額または任意の1カ月の収入の状況が確認できる書類の写し(事業収入・不動産収入がある方は帳簿等、給与収入がある方は源泉徴収票・給与明細書等、公的年金収入(非課税は除く)がある方は年金改定通知書等)

(注)代理で申請される場合は上記書類に加えて、代理人本人確認書類および申請者と代理人の関係を確認できる書類が必要です。

内閣府コールセンター

☎ 0120-526-145 受付時間 9:00～20:00

給付金に便乗した詐欺に注意!

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

問い合わせ 臨時特別給付金対策室 ☎22-3401